（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十二条　ツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の限度額は、社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものには適用されないものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十三条　損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第十条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第十条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

六　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

七　第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改訂）

第十六条　主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改訂するものとする。

○農林水産省告示第千六百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第19851号

2　品種登録の年月日　平成22年９月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Brassica oleracea L. convar. acephala (DC.) Alef.

4　登録品種の名称　TB524

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

1　品種登録の番号　第19852号

2　品種登録の年月日　平成22年９月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Brassica oleracea L. convar. acephala (DC.) Alef.

4　登録品種の名称　TB556

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

1　品種登録の番号　第19853号

2　品種登録の年月日　平成22年９月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Brassica oleracea L. convar. acephala (DC.) Alef.

4　登録品種の名称　TB557

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

1　品種登録の番号　第19854号

2　品種登録の年月日　平成22年９月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Chrysanthemum indicum L.

4　登録品種の名称　Branpolar

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地

7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

1　品種登録の番号　第19855号

2　品種登録の年月日　平成22年９月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Chrysanthemum indicum L.

4　登録品種の名称　Branset

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地

7　出願公表の年月日　平成20年７月11日